

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第11号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則

天理市事務分掌規則（平成 9 年 3 月天理市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条市長公室の項中「地域連携推進係」を「地域共生係」に改め、同条健康福祉部の項中「企画政策係」を「地域福祉係」に、「社会福祉課 地域福祉係」を「社会福祉課」に改め、同条環境経済部の項中「農林係」を「農村政策係」に改める。

第 5 条街づくり推進係の項中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(10) 櫛本駅舎に関すること。

第 6 条地域連携推進係の項中「地域連携推進係」を「地域共生係」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 多文化共生に関すること。

第 13 条スマート窓口推進係の項に次の 1 号を加える。

(3) 窓口業務のオンライン化及び効率化の推進に関すること。

第 14 条いきいき健康係の項第 4 号中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書、資格情報のお知らせ、資格確認書（特別療養）及び資格情報のお知らせ（特別療養）」に改め、同項中第 16 号を第 17 号とし、第 5 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) マイナ保険証及びオンライン資格確認に関すること。

第 14 条保険料係の項第 2 号中「整理」を削り、同条福祉医療係の項第 4 号中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書及び資格情報のお知らせ」に改める。

第 17 条企画政策係の項中「企画政策係」を「地域福祉係」に改め、同項第 3 号中「重層的支援体制整備事業」を「包括的支援体制の整備」に改め、同項第

4号中「総合福祉会議」を「生活困窮者の自立支援」に改め、同項中第6号を第13号とし、第5号の次に次の7号を加える。

- (6) 民生・児童委員に関すること。
- (7) 戦傷病者、戦没者、遺家族等の援護に関すること。
- (8) 中国残留邦人等の支援策（支援給付金の給付を除く。）に関すること。
- (9) 災害救助に関すること。
- (10) 保護司に関すること。
- (11) 日赤地区事業に関すること。
- (12) 社会福祉協議会に関すること。

第17条の2 地域福祉係の項を削り、同条障害福祉係の項に次の3号を加える。

- (9) 社会福祉団体の育成及び指導に関すること。
- (10) 社会福祉法人の指導監査及び認可等に関すること。
- (11) 課の庶務に関すること。

第17条の2 厚生係の項第4号を削る。

第19条の2 児童福祉係の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 児童虐待防止に関すること。

第19条の2 子育て支援係の項第2号中「子ども・子育て支援事業」を「こどもに係る」に改め、同項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とする。

第24条農林係の項中「農林係」を「農村政策係」に改め、同項中第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

- (12) 農村政策の企画及び推進に関すること。
- (13) 高原地域振興館に関すること。

第25条の2 総務係の項第2号中「及び田原本町」を「、田原本町及び安堵町」に改める。

第28条住宅係の項中第14号を第16号とし、第13号の次に次の2号を加える。

- (14) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に関すること。

(15) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に関すること。

第30条施設系の項中第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の滞納整理及び欠損処分に関すること。

第38条の見出し中「及び主任」を「、主任及び参与」に改め、同条第1項中「主任」の次に「及び参与」を加え、同条に次の1項を加える。

4 参与は、上司の命を受けて専門的な知識又は相当の職務経験に基づき、特定の事務を担当掌理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(天理市庁舎管理規則の一部改正)

2 天理市庁舎管理規則（昭和41年10月天理市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表中「社会福祉課長」を「福祉政策課長」に、「監理課長」を「総務課長（入札審査室）」に、

「

521	会議室	教育総務課長
531	会議室	

を

」

「

521	会議室	防災安全課長
531	会議室	教育総務課長

に改める。

」